

お知らせ

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金 活動に取り組む皆様へ

大雨等による災害時の復旧作業について

7月7日から大雨により、県内で農地等の被害が確認されています。
また、今後も大雨等により農地等への被害発生が懸念されるところです。

これら被災箇所の復旧に当っては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が可能です。

なお、活動時点において交付金が交付されていない場合等により資金が不足する場合は、立替払い等で対応のうえ、交付金の交付後に充当してください。

支援対象

異常気象前後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路、農道等の見回り

農地畦畔や農地周りの水路、農道等の土砂上げ・補修等

※ 見回りは、安全が確認できる状況になってから複数人で行ってください。

活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが重要です。

中山間地域等直接支払の場合で当該使途が協定書内に明記されていない場合は使途を明記し市町村に届け出てください。

(裏面もご覧ください)

お問合せ先

県庁	農村計画課	023 - 630 - 2218 (多面的機能・中山間直払)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554
各市町村	多面的機能支払交付金担当課 中山間地域等直接支払交付金担当課	

詳しくは、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課にご相談ください。

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金における 災害復旧作業対応

	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
災害復旧作業の取扱い	・農地維持活動の「異常気象時の応急措置」で復旧作業の実施が可能です。 ・活動計画の変更等は必要ありませんが、災害時の対応方法について予め総会等で合意を得ておいてください。 ・活動要件を満たすことを前提に、農地維持と資源向上（共同）の交付金の活用は可能です。（長寿命化との流用は不可） ・実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。	・協定の共同活動に災害の復旧作業等の項目が明記されていない場合は、協定内で合意のうえ、使途を明記して市町村に届ければ実施可能です。 ・実施にあたっては施設管理者との協議が必要となります。
	資源向上（長寿命化） 資源向上（共同） 農地維持 災害発生 資源向上（長寿命化） 資源向上（共同） 農地維持 被災状況を踏まえ 別途手続きが必要 応急措置に 活用可能	個人支払 共同活動 災害発生 個人支払 共同活動（災害復旧・・・） 明記がない場合は明記し市町村に届出
被害が甚大で交付金が不足するなどの場合は個別に御相談下さい。		

農地境の畦畔の草刈りや畦畔の復旧

多面的機能支払交付金情報

農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去も支援の対象になっています。

共同活動として計画に位置付けて行う農地と農地の境の草刈りに加え、地震やその後の降雨等で崩れた畦畔の復旧などは多面的機能支払交付金の農地維持活動として使途の対象になっています。

以前の農地・水・環境保全向上対策では一部認められていませんでしたが、使途が拡大されています。